

群馬県警察の警察本部留置施設の設置及び運用に関する訓令

平成16年3月31日  
本部訓令甲第15号

〔沿革〕 平成19年6月本部訓令甲第12号、27年3月第5号改正

(概要)

この訓令は、群馬県警察の警察本部留置施設の設置及び運用に関し、

- 施設の設置及び管理責任
- 当務責任者及び留置管理宿日直

等必要な事項を定めたものである。